

3. 案件

(1) 長岡京市新庁舎等建設工事

意見・質問	回答等
<p>○入札結果に評価値というものがあるが、これは、入札結果にどのような影響を与えるものなのか。</p>	<p>・総合評価方式については、受注者が着実に施工できる技術力を有しているかを確認する観点から、提案評価と入札価格により落札候補者を決定するものです。ご質問の評価値とは、技術提案を数値化した技術評価点を入札価格で割った数値で、落札候補者を決定するものとなります。</p>
<p>○総合評価方式一般競争入札についての定義はあるのか。</p>	<p>・長岡京市総合評価方式実施要領を定めています。その中に、先程の評価値の算出方法等も記載しています。</p>
<p>○この工事に関して、総合評価方式の適用を妥当と判断した根拠は。</p>	<p>・本市の新庁舎建設は、建設、引越、既存の庁舎を解体、解体した敷地に新設を順次施工していくこと等、非常に特徴的なものであることから、総合評価方式実施要領に基づき、事業主管課と調整のうえ、長岡京市建設工事等請負業者選定委員会の審議を経て、方式を選定しました。</p>
<p>○選定委員会の議事録はあるのか。</p>	<p>・選定委員会の議事は非公開としているため、議事録は作成していません。</p>
<p>○評価委員会の報告書が添付されているが、この評価委員会の任命権者はだれになるのか。</p>	<p>・総合評価方式の委員の任命は、市長の専決事項を受けての決裁であるので、市長の決定事項と考えています。</p>
<p>○総合評価方式は、入札価格だけでなく、技術評価等も加味されることから、非常に評価できる方式であるが、技術評価項目が5項目と少なく感じる、今後、再検討していただきたい。</p>	<p>・今回の評価項目は、評価委員会を設置し、新庁舎建設に特化した決定基準を作成しています。今後、決定基準を作成する際には、技術評価項目の内容等、検討していきたいと考えています。</p>
<p>○評価項目が5項目ある中で、提案書の提出が求められているが、具体的にどのような</p>	<p>・例えば、工程管理ですが、複数の工程を同時進行で施工する等、工期の短縮についての提</p>

<p>提案があったのか教えていただきたい。</p> <p>○地域・社会への貢献で、環境負荷低減の取組に係る提案や、再生可能エネルギーの使用、二酸化炭素削減等の提案はあったのか。</p> <p>○技術評価の採点項目に関して、ガイドラインはあるのか。</p> <p>○評価委員会の講評の中で、全ての事業者が技術評価点の配点の約 90% を取得しているとあるが、評価基準はこの 90% が目安となるのか。</p> <p>○今回の総合評価方式は先例となります。今後、ガイドラインの見直しも図りつつ、総合評価方式での入札を採用していただきたい。</p>	<p>案を受けております。また、防音壁を設け、工事の騒音を軽減、振動や粉塵を抑える等についても特徴的な提案をいただいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの使用についての提案もありました。例えば、現場事務所に太陽光パネルを設置するなどです。</li> <li>・基本的には、国土交通省の総合評価方式運用ガイドラインを参考にしています。地域・社会への貢献の評価については本市の考え方を反映させ、評価委員会の中で、新庁舎の建設に特化して作成いたしました。</li> <li>・落札決定基準に各提案に対する評価の考え方が記載されています。評価委員会の講評に記載のとおり、技術評価点の配点の約 90% を取得しているということは、本工事の施工は十分行えると言える評価であると考えています。</li> </ul>
---	---

(2) 市営中開田住宅解体工事

意見・質問	回答等
<p>○解体工事という工事種目は新設されたものなのか。土木や建築工事で施工される解体工事と違いがあるのか。</p> <p>○最低制限価格の変動制について、原則として変動制最低制限価格を採用するとしているが、ガイドラインやマニュアル等はあるのか。</p> <p>○固定制最低制限価格を選択する場合は、予定価格の低いものについて採用しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年6月1日から建設業許可に新たに解体工事業が追加されたことにより、本市の選定基準でも平成31年4月1日から解体工事業の区分を設け、入札を執行しています。解体工事の中身については、土木や建築工事で施工されるものと違いはありません。</li> <li>・最低制限価格制度運用基準で定めており、予定価格を事前に公表していることから、最低制限価格を簡単に推測できなくするため、変動制を採用しています。</li> <li>・予定価格に関わらず、運用基準に基づき個々の事案によって採用しています。工事ではなく委託業務ですが、低価格の競争があり、落札率が非常に低くなる事案等は、固定制を採用することを最初に公表しています。</li> </ul>



(4) 東第2浄水場返送ポンプ取替工事

意見・質問	回答等
<p>○参加可能業者数が66社あるにもかかわらず、入札参加業者が1社となった要因は何か。</p> <p>○返送ポンプの取替工事は、非常に特殊な工事ということか。</p> <p>○定期的に実施される工事ではないと思われるが、施工できる業者が少ないのは問題である。今後の方針を考えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当案件の入札参加資格となる機械器具設置工事については、入札参加可能業者数が66社ありますが、様々な企業がある中で条件に求めている施工実績のある技術者の確保ができなかったことが、入札参加業者が1社となった要因と考えています。</li> <li>・その通りです。返送ポンプは、ろ過機を洗浄した排水を排水池で溜めておき、上澄水を再利用するため、着水井へ圧送するためのもので、取替には技術を要します。</li> <li>・今後は、入札参加条件の見直し等、検討していきたいと考えています。</li> </ul>

(5) 東第2浄水場ろ過機ろ材入替工事

意見・質問	回答等
<p>○入札参加業者が2社で、1社は辞退している。要因は何か。</p> <p>○地下水を使用していることにより、長岡京市自体の浄水システムに特殊な部分があるということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の急速ろ過機のろ材は、指定製品となっています。ろ材の指定については、指定製品以外のろ材を使用することにより、ろ過機の故障等を発生させる可能性があり、本市唯一の浄水場の機能を停止させることはできないことから、ろ材を指定しています。その指定製品が一般的なものより高額なため、1社は辞退されたと考えています。</li> <li>・その通りです。東第2浄水場のろ過機につきましては、市の地下水に適した浄水処理方法として採用し、設置したものです。</li> </ul>

(6) 友岡 3 丁目地内配水管布設替工事跡舗装本復旧工事

意見・質問	回答等
<p>○落札率の低い要因について、特に舗装工事の落札率が低くなっている、どのように分析されているのか。また、予定価格を当初から下げることとはできないのか。</p> <p>○予定価格を下げるのが難しいことは理解できるが、落札業者以外にも予定価格の 5 割近い金額で入札参加されている業者が複数社ある。それで品質は保証されているのか。</p> <p>○実際に落札された業者は市外の業者であるが、他に低い価格で応札されている業者も市外業者なのか。</p>	<p>・今回の工事は、一般的なアスファルト合材を使用し舗装本復旧を行うものであり、取引実績の多い舗装業者は、京都府の材料単価で算出した予定価格よりも安価で材料を調達できることから、落札率が下がったものと推測しています。予定価格を下げるということにつきましては、京都府の積算基準で市場価格が決定されている以上、本市で金額を調整することはできません。</p> <p>・施工中に市監督員による段階確認等を行い、品質確保に努めています。また、施工後の検査職員による竣工検査等により、本市の求める品質は確保されていると考えています。</p> <p>・長岡京市の参加業者は 2 社であり、土木一式を最希望としているが、舗装工事も施工が可能であることから参加されています。それ以外の業者は市外業者で、舗装工事を最希望とし、本業とされていることから、原材料を自社プラントで調達できる等、低い価格での応札が可能であったと考えています。</p>

(7) 東 1 3 - 2 号井戸取水ポンプ盤取替工事

意見・質問	回答等
<p>○落札率が低くなった要因は何か。</p> <p>○この工事は、簡易公募型指名競争入札では、入札参加申込業者が 1 社のため入札取り止めとなり、条件を緩和し枠を広げ、条件付一般競争入札で業者を決定している。当初から、条件付一般競争入札で募集するという考えはなかったのか。</p> <p>○市内業者に施工してもらいたいという主旨は理解しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の入札参加業者から開札前に入札内訳書の提出がなされ、それら内訳書の確認をさせていただくと、取替工事費については、市の積算金額と似通ったものであったが、材料費については 3 割程度安価な金額が全ての業者に見受けられた。電気工事に係る材料費については、工事業者が安価で調達可能であることが、落札率が低くなった要因と考えています。</li> <li>・長岡京市競争入札参加業者公募・選定基準及び運用基準では、公募の選定順位が、まず市内業者から調達可能なものであれば市内業者から調達する。市内業者だけでは競争関係が整わない場合や特殊な工事の場合は市外業者も含めるとしています。今回は、市内業者の中で参加可能業者が 6 社ありましたので、選定基準に基づき公告いたしました。これが例えば、緊急を要する案件や工期が限定されているものであれば、選定委員会で当初から条件を緩和することも考えられますが、1 回取り止めとなり再入札したとしても、年度内に完成が見込めることから、選定基準どおりに行いました。</li> </ul>



(8) 令和 2 年度給水管取替工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事は、入札金額が似通っているが、差が生じにくいものなのか。</p>	<p>・本工事は、特殊な工法はなく、材料等も一般的なものを使用しているため、入札金額に差がでなかったと考えています。</p>

(9) 勝竜寺西川原田水路壁補修工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事は、入札金額が似通っているが、差が生じにくいものなのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は工種が少なく、水路補修に使用するコンクリート、型枠等の材料費と人件費が主な費用となります。そのため、入札金額に差がでなかったと考えています。</li> </ul>

(10) いろは呑龍トンネル監視システム導入工事

意見・質問	回答等
<p>○特命随意契約を締結した理由について、詳しく説明願います。</p> <p>○地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づいて随意契約を締結しているが、地方公営企業法施行令の随意契約事務についてのガイドラインは作成しているのか。作成していないなら、地方公営企業法施行令第21条の14について、ガイドラインの作成は必要ではないかと思う。</p> <p>○それは、拡大解釈ではないのか。長岡京市では、地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約事務についてのガイドラインが作成されている。これを準用して公営企業でも随意契約を締結するなら、ガイドラインに地方公営企業法施行令第21条の14についての記載が必要ではないか。特命随意契約は、あまり望ましい契約方法ではないことから、ガイドラインを厳格に運用願いたい。</p>	<p>・資料に記載のとおり、本工事は、浸水対策事業（いろは呑龍トンネル事業）として京都府及び本市の共同で設置している接続施設の雨水流入状況を把握するため、現在京都府において施工されているいろは呑龍トンネル監視制御設備（京都府設置）のシステムの一部を利用し、常時監視するためのものであり、京都府工事受注者以外が施工することは、困難と認められます。</p> <p>以上から、京都府工事の受注者と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約を締結し実施いたしました。</p> <p>・長岡京市上下水道事業会計規程により、上下水道事業に係る契約に関しましては、長岡京市契約規則に準じて行っており、随意契約につきましても、一般会計のガイドラインに基づき、地方公営企業法に読み替え、実施しています。</p>

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>(委員長まとめ)</p> <p>抽出案件 10 件を審議し、入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p> <p>ただし、今後の課題として、特命随意契約についてはガイドラインの作成等、一定の整理が必要と思いますので、検討していただくよう、よろしくお願いいたします。</p>	
---	--